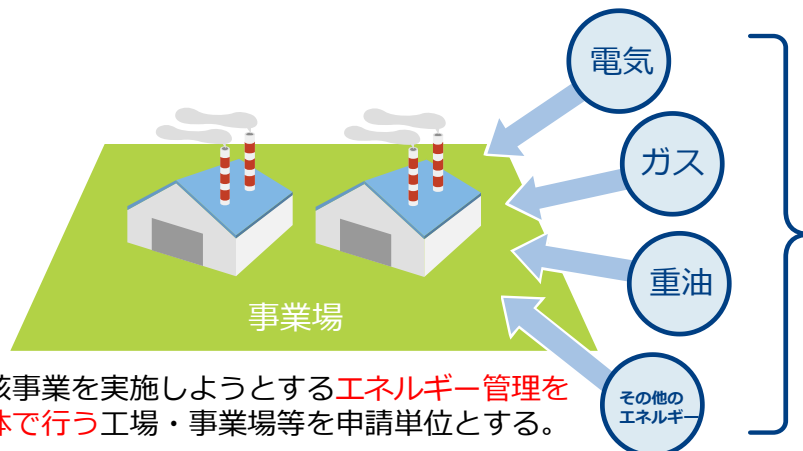


申請を検討されている方へ

1 補助対象事業・事業者

- ・既設設備・システムを置き換えることにより、事業を実施する工場・事業場等全体で省エネルギー率が1%以上、または省エネルギー量が500kl（原油換算）以上となる省エネルギー事業。（設置機器・設備単体ではない）



当該事業を実施しようとするエネルギー管理を一体で行う工場・事業場等を申請単位とする。

工場・事業場等全体のエネルギー使用量が

1%以上

または

500kl以上

削減されること

※工場・事業場等全体のエネルギー使用量と、既設設備単体のエネルギー使用量を把握して、省エネルギー計算を行ってください。

- ・事業活動を営んでいる法人及び個人事業主

2 補助対象設備

省エネルギーに寄与する設備であること。

（設置設備の機器指定はありません）

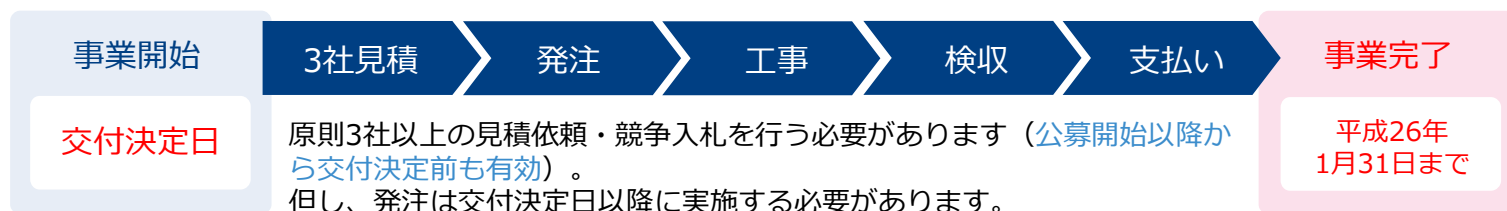
ただし、以下の内容を満たしている必要があります。

1. 上記「①補助対象事業」の内容を満たしていること（申請設備が、元の設備の能力・出力を超えてもよい）。
2. 1の補助対象設備（省エネルギーに寄与する設備）に関するエネルギーの使用量を計測する機器およびEMSも対象。
3. 将来用設備、兼用設備、予備設備等でないこと。
4. 償却資産登録される設備（消耗品の単なる取換や修繕等は、不可）。

等

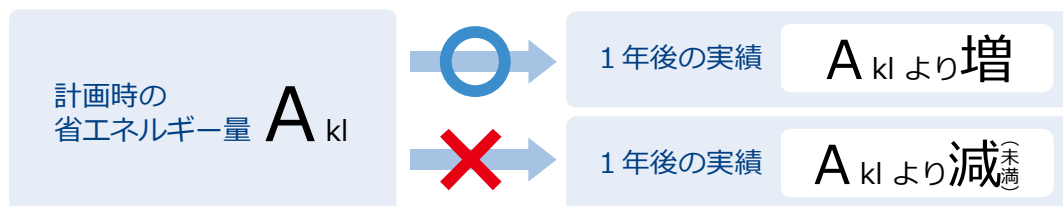
3 事業期間

交付決定日から平成26年1月31日まで。



4 省エネルギー量

計画する省エネルギー量は必達です。



事業完了後、1年間の実績（工場・事業場全体および設置機器・設備単体それぞれについて）を測定し、報告して頂きます。その結果、計画時の省エネルギー量に未達の場合は、補助金の返還となる場合があります。

当資料は、事業の概略を説明するものであって明確な要件を定義した資料ではありません。
詳しくは「公募要領」をご確認ください。